

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第3部門第3区分
【発行日】平成17年10月6日(2005.10.6)

【公表番号】特表2001-514690(P2001-514690A)

【公表日】平成13年9月11日(2001.9.11)

【出願番号】特願平10-539164

【国際特許分類第7版】

C 1 1 D 17/00

C 1 1 D 3/22

C 1 1 D 11/00

【F I】

C 1 1 D 17/00

C 1 1 D 3/22

C 1 1 D 11/00

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月8日(2005.2.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手続補正書

平成17年 2月 8日

特許庁長官殿



1. 事件の表示

平成10年特許願第539164号

2. 補正をする者

氏名(名称) ヘンケル・コマンドィットゲゼルシャフト・アウフ・
アクチエン

3. 代理人

住所 〒540-0001
大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 IMPビル
青山特許事務所
電話 06-6949-1261 FAX 06-6949-0361

氏名 弁理士 (6214) 青山 葆



4. 補正により増加する請求項の数 3

5. 補正対象書類名 明細書および請求の範囲

6. 補正対象項目名 明細書および請求の範囲



7. 補正の内容

次の箇所を補正します。

I. 請求の範囲

別紙の通り。

II. 明細書

(1) 第8頁下から第2行～第9頁第1行、「崩壊剤顆粒中の・・・特に80～100重量%である。」とあるを、「崩壊剤顆粒中の崩壊剤含量は、20重量%を越え70重量%未満の量、有利には、崩壊剤顆粒中の他の成分を基準に、少なくとも70重量%、特に80～100重量%である。」に訂正する。

(2) 第9頁下から第7～6行、「1またはそれ以上のコンパウンド・・・達成される。」とあるを、「1またはそれ以上のコンパウンドとして組み合わせることによって、達成される。」に訂正する。

以上

(別紙)

請求の範囲

1. 成形品、特に錠剤の多孔性または毛管現象を増加させて高い水分吸着能を有する崩壊剤を少なくとも1つ含む洗濯作用または洗浄作用成形品であって、崩壊剤は、顆粒形態、所望により共顆粒化形態で存在し、崩壊剤の顆粒（崩壊剤顆粒）は、少なくとも20重量%の崩壊剤を含み、崩壊剤顆粒の粒径分布（フルイ分析）は、ダストが最大で1重量%で存在すると共に、崩壊剤顆粒全量の10重量%未満の粒径が0.2 mm 未満となるようなものであることを特徴とする成形品。
 2. 酵素を含む請求項1記載の洗濯作用または洗浄作用成形品。
 3. 漂白剤を含む請求項1記載の洗濯作用または洗浄作用成形品。
 4. ビルダーを含む請求項1記載の洗濯作用または洗浄作用成形品。
 5. 成形品中に存在する崩壊剤顆粒以外の成分の少なくとも50重量%が0.2～3 mm の粒径を有する請求項1～4のいずれかに記載の洗濯作用または洗浄作用成形品。
6. 崩壊剤顆粒は、25～100重量%の崩壊剤を含む請求項1～5のいずれかに記載の洗濯作用または洗浄作用成形品。
7. 崩壊剤顆粒の少なくとも90重量%は、少なくとも0.2 mm で最大で3 mm の粒径を有する請求項1～6のいずれかに記載の洗濯作用または洗浄作用成形品、特に錠剤。
8. 粒径0.2 mm 未満の崩壊剤顆粒の割合は、0～5重量%に最小化し、崩壊剤顆粒の少なくとも90重量%は、好適には、少なくとも0.3 mm で最大で1.6 mm の粒径を有する請求項1～7のいずれかに記載の洗濯作用または洗浄作用成形品。
9. 崩壊剤顆粒は、50～100重量%、特に少なくとも70重量%の崩壊剤を含む請求項1～8のいずれかに記載の成形品。
10. 崩壊剤顆粒は、共顆粒化形態で存在し、崩壊剤顆粒中の崩壊剤の含量は、

20 重量%よりも多く、かつ 70 重量%よりも少ない請求項 1~8 のいずれかに記載の成形品。

11. 崩壊剤顆粒を、1~25 重量%、好適には 2~15 重量%、特に 10 重量%までの量で含む請求項 1~10 のいずれかに記載の成形品。

12. 成形品の他の成分の少なくとも 70 重量%は、粒径 0.2~3 mm である請求項 1~11 のいずれかに記載の成形品。

13. 崩壊時間は、水温 25℃のガラスビーカー試験で 3 分間よりも短く、好適には 2 分間よりも短く、

洗濯機中での溶解時間は、8 分間よりも短く、好適には 5 分間よりも短い請求項 1~7 のいずれかに記載の成形品。

14. 崩壊剤顆粒を、まず他の成分に乾燥混合し、得られた混合物を成形、特に圧縮成形して、錠剤を形成する

ことを特徴とする請求項 1~13 のいずれかに記載の洗濯作用または洗浄作用成形品を製造する方法。

15. 成形品の他の成分の少なくとも 70 重量%は、粒径 0.2~3 mm である請求項 14 記載の方法。

16. 他の成分を、顆粒形態で存在させるか、および/または 1 またはそれ以上のコンパウンドとして組み合わせる請求項 14 または 15 記載の方法。

17. 請求項 1~13 のいずれかに記載の洗剤成形品についての家庭用洗濯機への使用。

18. 洗剤成形品を、家庭用洗濯機の洗剤投入室から洗濯液内に導入することを特徴とする請求項 17 記載の使用。